

岩手県告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年8月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 特定施設入居者生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人宇津野会	花巻市金矢第5地割435番地1	ケアハウス金矢	花巻市湯本第19地割408番地	平成27年8月1日

2 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人千珠会	一関市千厩町磐清水字二本松93番地	小規模多機能ホームあおぞら	一関市千厩町奥玉字北ノ沢1番地2	平成27年7月17日

3 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人宇津野会	花巻市金矢第5地割435番地1	ケアハウス金矢	花巻市湯本第19地割408番地	平成27年8月1日

4 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人千珠会	一関市千厩町磐清水字二本松93番地	小規模多機能ホームあおぞら	一関市千厩町奥玉字北ノ沢1番地2	平成27年7月17日